

## 第5回宇都宮市水道料金等審議会

日 時：平成19年1月23日（火）  
午前10時～

場 所：上下水道局5階大会議室

### ==== 次 第 =====

#### 1 開 会

#### 2 審 議

- (1) 議事録の公開内容について ..... 資料1
- (2) 水道料金制度の見直し等について ..... 資料2
- (3) 答申（案）について ..... 資料3

#### 3 閉 会

## 第4回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

## 日 時

平成18年12月22日（金） 午後2時～午後3時15分

## 会 場

宇都宮市上下水道局 5階大会議室

## 出席者

- ・ 委 員：石井晴夫会長，佐々木英明職務代理者，阿部将樹委員，乙貫良典委員，金枝右子委員，蕪木信一委員，神野俊彦委員，菊地久美子委員，菊地文子委員，櫛淵澄江委員，田村宏志委員，永沼憲雄委員，安場和子委員
- ・ 市 側：上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，経営企画課長，経営企画課経営担当主幹，企業総務課長，サービスセンター所長，工事受付センター所長，配水管理センター所長，水道建設課長，下水道建設課長，下水道施設管理課長，技術監理室長，事務局職員

## 傍聴者数

3 名

## 会議経過

- 1 開 会
- 2 審 議

## (1) 議事録の公開内容について

事務局から，各委員に事前に内容を確認したうえで配付資料のとおり議事録を作成したことを説明。

会 長：すでに委員の皆様は，事務局から送付された議事録において発言内容を確認済みだと思うが，原案どおりでよろしいか。

全 員：異議なし。

会 長：それでは，事務局において原案どおり公開手続を進めていただきたい。

## (2) 水道料金制度見直しについて

事務局から，《【資料2】水道料金制度の見直しについて》のうち，「1 これまでの水道料金等審議会の内容整理」から「3 口座振替割引制度（案）について」まで説明。

会 長：県の企業局で用水供給事業を行っているが，これは県の企業局が鬼怒川から取水して浄水し，宇都宮市，真岡市，高根沢町，芳賀中部上水道企業団の2市1町1企業団に対して水道水の卸売りをを行っているものである。この単価が来年4月から111円16銭に引き下げられるということである。この軽減される経費が年間で約3億円になる。これを今回の水道料金制度

見直しの原資にしたいということである。

A 委員： 参考までに平成14年の受水単価の引き下げの際はどれくらい経費が軽減されたのか。

事務局： 本市の軽減経費は約2億円となった。前回はその2億円を原資にマイナス1.82%の料金改定を実施した。

B 委員： 前回は一律1.82%の引き下げを実施したということであるが、今回は制度見直しの原資にするということではわかりづらいが、実際3億円をどのように使うのか。

事務局： これまでこの審議会で議論いただいた論点として、基本水量制を引き下げる、口座振替割引制度を実施するということがあるが、一定のサービスを提供するには一定の経費が必要であり、収入減ともなることから、それらのすべてのものに対して原資にしたいということである。

会長： 基本水量については、前回の会議でいくつかのパターンのシミュレーションをお願いしておりこの後出てくると思うが、口座振替割引制度について設定をしないと全体的な見直しが固まらないであろう。事務局から2つの案を提案してもらっているが、どちらか決めたいと思う。コンビニ納付利用者との費用負担の公平化からみればA案が妥当だとも思うが。

C 委員： 私もA案でいいと思う。2か月に1度の引き落としで50円、年間で300円ということであるから「こういった割引制度を導入してくれたんだな。」と市民に実感してもらえないのではないか。企業規模が違うのだから東京都やNHKにあえて合わせる必要はない。

会長： それでは、審議会として口座振替割引制度を導入し、割引額は月25円とするという方向でよろしいか。

全員： 異議なし。

会長： それでは引き続き事務局からの説明をお願いします。

事務局から、《【資料2】水道料金制度の見直しについて》のうち、「4 新しい料金体系（案）」について説明。

会長： A案は日本水道協会が作成したものであるが、使えば使うほど引き下げ率が高くなるというものであり、13mm口径で100m<sup>3</sup>使用した場合をみると約17%も引き下げとなり、水道水を多く使う人は多くのメリットを享受することとなるが、この審議会で議論してきた節水努力が報われない独居老人世帯や単身世帯など少量しか使用しない人たちは逆に値上げになってしまい、審議会で議論してきた意図と掛け離れてしまうと思われる。

B案も日本水道協会が作成したものであるが、基本料金が大幅に値下げとなるが、13mm口径において従量料金が値上げになってしまう。

上下水道局でA・B案を基に口座振替割引制度を導入し、バランスを考慮して作成したのがC案であり、まんべんなく値下げとなっている。改定率はいずれもマイナス3.19%である。

C 委員： B案の13mm口径が値上げになるということであるが、ここにC案のよ

うに口座振替割引を導入すると実質的に値下げになると思うが。

事務局： A・B案については日本水道協会が作成したものであり、口座振替割引を考慮せずに料金だけでマイナス3.19%引き下げしているので、3億円を原資とすると、この料金に25円分の値上げをして、口座振替割引で25円引くということになり、結果として13mm口径の値上げは変わらないものである。

D委員： 市民は新聞などで受水費が引き下げられたのを知っているので、C案で全体を下げたほうが理解を得やすいと思う。ただ、13mm口径の10m<sup>3</sup>のところをみると、口座振替割引がないとマイナス5円にしかならないためメリットが少ないのではないかと思う。

事務局： 13mm口径については中核市の中でも非常に安く設定しており、全体的な引き下げを行なうとなると、どうしても引き下げ幅は小さくなってしまふ。全体的なバランスを考慮した結果となっている。

会長： それではいろいろな意見が出たが、小口径の顧客の節水努力に報いるという趣旨や今後の高齢化・核家族化なども考慮して、『審議会としてC案の方向で意見の合致をした』ということによろしいか。

全 員： 異議なし。

会 長： 正式決定は最後にまとめて行うこととする。それでは引き続き事務局からの説明をお願いします。

事務局から、《【資料2】水道料金制度の見直しについて》のうち、「5 個別需給給水契約制度（案）について」説明。

C委員： この制度は宇都宮市上下水道局にとってどのようなメリットがあるのか見えてこない。企業にとってもこの基準だとそれほどメリットがあるとも思えない。というのは基準水量が過去最大使用水量だということである。これが過去最大使用水量の9割とか8割5分を基本水量とするのであればそれなりにメリットがあると思うが。その場合は基準水量を超えて使用した水量の従量単価を69円/m<sup>3</sup>まで下げる必要はないであろう。

それと、適用条件を2か月で6,000m<sup>3</sup>以上、1年間で36,000m<sup>3</sup>以上とした根拠をお聞かせ願いたい。

また、基準水量を超えて使用した水量の従量単価を69円/m<sup>3</sup>とした根拠もあわせてお聞かせ願いたい。

事務局： 大口利用者のメリットについてであるが、先程C案の方向性を示していただいたところであるが、3,000m<sup>3</sup>使用する場合で試算すると最高従量単価が現行の331円80銭から323円40銭になり約8円下がっており年間30万円ほど値下げになる。ここで大口利用者にも一定の値下げ幅を確保している。今回の案は一般家庭や大口利用者すべてに対し料金改定を実施し、料金体系を確定し、さらに料金を改定する前提を超えて使う利用者に対し割引を実施しようとするものである。今まで従量単価が高いため使用水量を控えざるを得なかった大口利用者が使いやすい環境になるのではないか

と思う。

次に、適用条件を2か月で6,000m<sup>3</sup>以上、1年間で36,000m<sup>3</sup>以上とした根拠であるが、現在地下水ビジネスにおいては、設置業者が地下水を汲み上げ浄水するシステムを設置し、装置のリース代をとるシステムが主流であるが、水道料金からリース代にしたほうが割安になる損益分岐点を水量で算出すると3,000m<sup>3</sup>ほどとなることから、適用要件は1か月3,000m<sup>3</sup>を基準としたものである。

次に、基準水量を超えて使用した水量の従量単価を69円/m<sup>3</sup>とした根拠であるが、お手元資料の日本水道協会による経営診断中間報告の11ページに記載してあるが、従量料金に配分された固定費の配賦のうち、維持管理費51円42銭と資産維持費13円92銭、それと変動費の4円8銭の合計が今回の従量単価となっている。減価償却費と支払利息に関しては、現行の施設能力の範囲内で供給するため、すでにC案で示した料金体系の中で賄える経費であることから、使用した水量に応じて発生する経費のみいただくこととしたものである。

C 委員： そうすると宇都宮市上下水道局にとってのメリットは、地下水ビジネスへの転換を抑制するということか。

事務局： 委員ご指摘のとおり近年地下水ビジネスに切り替える大口利用者が見られ、対抗するために大幅な値下げを実施することも困難なことから、あらゆる手法を考えた中で今回の料金見直しと個別需給給水契約制度の導入によって大口利用者の水道離れを抑制したいと考えている。また、給水能力の範囲内であることが前提であるが、余裕があるのであれば安価に供給することで大口利用者に水道を利用しやすい環境を作ると同時に、いくらかでも収入増につながるものとする。そういった意味では宇都宮市上下水道局にとってもメリットがあると考えている。

C 委員： 最後に要望であるが、個別需給給水契約制度という名称があまりにも固いので、もう少しやわらかいネーミングにしていきたい。

事務局： 事務局としても、よりよいネーミングを検討する。

会長： それでは個別需給給水契約制度について、審議会として採用する方向でよろしいか。

全員： 異議なし。

会長： それでは今回委員の皆様の意見を踏まえて、料金改定案、また、ネーミングは検討するが個別需給給水契約制度を採用する、という方向性を審議会として見出した、ということで進めていきたいと思う。

その方向性を踏まえて市長への答申案を作成するものとし、答申の際に審議会として最終決定をする、ということとしたいがよろしいか。

全員： 異議なし。

会長： それでは、最後に次回の日程を事務局から説明願いたい。

事務局： 次回は平成19年1月23日（火）午前10時から今回同様上下水道局5階大会議室で予定している。内容については、市長に答申するにあたり

答申書を作成する必要があることから、答申書の案を提案したいと考えている。

また、第1回目の審議会でも触れたが、下水道事業において国の一般会計繰出基準が見直されたことから、見直しの概要及び見直しに伴う宇都宮市下水道事業財政への影響について簡単に説明したい。

さらに、第5回の審議結果にもよるが、現在のところ市長への答申を1月26日（金）の午後1時15分から予定している。答申の場所については上下水道局ではなく市役所本庁舎3階特別会議室を予定している。詳細は後日改めて各委員宛てに通知する。

会 長： それでは、以上をもって第4回宇都宮市水道料金等審議会を閉会する。  
3 閉 会

## 水道料金制度の見直し等について

## 1 諮問事項に係る審議のまとめ

市長の諮問事項	第 4 回水道料金等審議会までの審議結果	
(1) 水道料金制度の見直しの必要性の有無	右の方向性で意見が一致した。	見直すことが必要である。
(2) 見直しの必要性がある場合における具体的な水道料金制度	右の方向性で意見が一致した。	<p>基本水量の見直しや口座振替割引制度の導入など、下記のとおり、水道料金制度を見直し、水道料金を平均で 3.19 パーセント引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本水量を 10 立方メートルから 5 立方メートルに減量するとともに、基本料金及び従量料金の単価を見直し、料金水準を平均で 2.60 パーセント引き下げることにし、新たな料金表を制定する。</li> <li>・口座振替割引制度を導入し、口座振替利用者の水道料金から 1 月あたり 25 円（税込）を割り引く（平均 0.59 パーセント相当の引き下げ）</li> </ul> <p>個別需給給水契約制度を導入する。</p>

## 2 水道料金等審議会にて課題とされた事項等の整理

### (1) 1(2)の実施時期(案)

検討事項	方向性・案
新料金表の施行時期	新たな料金表の適用については、受水単価の引き下げが平成19年4月からの施行となることを考慮し、同年4月使用分から実施する。
口座振替割引制度の施行時期	口座振替割引制度については、制度の周知やその実施にあたり準備期間が必要であることから、平成19年7月使用分(9月口座振替分)から実施する。
個別需給給水契約制度の施行時期	個別需給給水契約制度については、制度の周知やその実施にあたり準備期間が必要であることから、平成19年7月使用分から実施する。

### (2) 個別需給給水契約制度の名称

検討理由	方向性等	案
「個別需給給水契約制度」の名称は堅苦しく取り付きにくい印象を与えることから、当該制度の趣旨や内容がイメージしやすく親しみやすい新名称を考案する。	当該制度の目的・手段等からイメージされるキーワードを抽出し、コーディネートする。	A案：大口需要者特約プラン B案：水道パートナー優待プラン C案：まるトク水道プラン

### (3) その他

質問事項	方向性等	見直し内容
下水道事業の繰出基準の見直しについて	国の地方公営企業繰出金についての基準が見直されたことに伴い、本市の基準を下記のとおり見直す。  本市独自の繰出基準を廃止 (汚水資本費総額の27%) ↓ 国の繰出基準に準拠 ・汚水資本費総額の40% (公共), 60%(特環)	詳細は別紙のとおり

【資料3】

平成19年1月23日  
第5回水道料金等審議会

# 答申書（案）

平成19年1月 日

宇都宮市水道料金等審議会

平成19年1月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

宇都宮市水道料金等審議会  
会長 石井 晴夫

水道料金制度の見直しについて（答申）

平成18年8月30日付け宇水経第137号で諮問のあった水道料金制度の見直しについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 水道料金制度の見直しの必要性の有無  
宇都宮市の水道料金制度については、見直す必要があると認める。
- 2 見直しの必要性がある場合における具体的な水道料金制度
  - (1) 基本水量の見直しや口座振替割引制度の導入など、下記のとおり、水道料金制度を見直し、水道料金を平均で3.19パーセント引き下げる。
    - ① 基本水量を1月あたり10立方メートルから5立方メートルに減量するとともに、基本料金及び従量料金の単価を見直し、料金水準を平均で2.60パーセント引き下げることとし、新たな料金表は別表のとおりとする。
    - ② 口座振替割引制度を導入し、口座振替利用者の水道料金から1月あたり25円（税込）を割り引く（平均0.59パーセント相当の引き下げ）。
  - (2) 個別需給給水契約制度を別紙理由書のとおり導入する。
- 3 上記2の実施時期
  - (1) 上記2(1)①については、平成19年〇月使用分から実施すること
  - (2) 上記2(1)②については、平成19年〇月使用分（〇月口座振替分）から実施すること
  - (3) 上記2(2)については、平成19年〇月使用分から実施すること

## 理 由

本市水道は、住民の日常生活はもとより、地域における経済活動においても必要不可欠なライフラインとなっており、今後とも「水」を通じて、利用者に最良のサービスを提供し、快適な生活環境を確保するとともに、未来に向かって地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような中、本市においては、栃木県鬼怒水道用水供給事業から供給されている受水単価の引き下げを栃木県に求めるなど、財政構造改革計画を推進し、水道料金の維持抑制に努めているところである。

その一方で、現行の水道料金制度においては、ライフスタイルの多様化などにより利用者の水の使用実態やニーズが変化しており、現行の1月あたりの基本料金で10立方メートルまで従量料金がかからずに使用できる基本水量制に対し、使用水量が10立方メートルに満たない利用者から、節水努力が報われない、使用水量に応じた料金制度にして欲しい、といった声が寄せられている。また、大口需要者の中には、従量料金が増加に伴い1立方メートルあたりの単価が段階的に高額となる逓増制であることから、使用水量の抑制や地下水ビジネスを利用する需要者も見られる状況にある。

このように、水道事業を取り巻く環境が大きく変化している中で、現行の水道料金制度は必ずしも利用者の水の使用実態やニーズに対応できているとは言えない。

これらを踏まえ、当審議会においては、公正妥当性、原価主義の原則及び健全運営の確保といった水道料金の決定原則を踏まえながらも、単なる料金単価の増減ではなく、本市の現況に適応し、料金負担の最適化を実現する新しい水道料金制度の検討・創出を念頭に置いて審議を行い、下記の結論に達した。

## 記

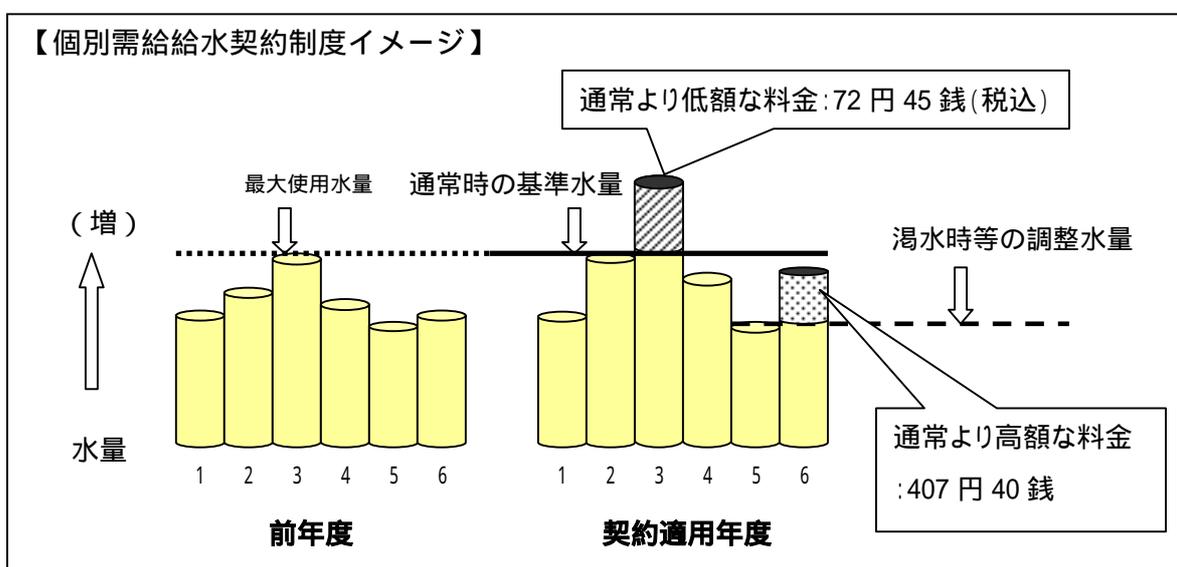
### 1 水道料金制度の見直しについて

- (1) 平成19年4月に実施される栃木県鬼怒水道用水供給事業からの受水単価の引き下げを踏まえ、水道料金を算定するうえでの原価を改めて精査し、水道事業の将来計画及び経営状況を勘案したうえで、利用者の水の使用実態やニーズを考慮し、基本水量を1月あたり10立方メートルから5立方メートルに減量するとともに、基本料金及び従量料金の単価を見直し、すべての利用者に対しバランスを考慮して還元することとし、新たな料金表を作成する必要がある。
- (2) 費用負担の公平化と収納率の向上のため、口座振替割引制度を導入し、口座振替の利用者の水道料金から1月あたり25円（税込）を割り引く必要がある。

(3) 渇水時等への対応と大口需要者が水道を利用しやすい環境を整備し、生活用水の安定確保と大口需要者の水道離れの抑制を図るため、個別需給給水契約制度を導入する必要がある。

個別需給給水契約制度とは、1月 3,000 m<sup>3</sup>以上を継続的に使用する大口需要者を対象に、通常の従量料金の単価(1月あたり 201 m<sup>3</sup>以上)が323円40銭(税込)のところ、渇水時等において設定した基準水量を超過した場合には、通常より高額な407円40銭(税込)とする一方、給水能力の範囲内で、対象者の最大使用水量を基に個別に設定した基準水量を超えて使用した場合には、通常より低額の72円45銭(税込)を適用する制度である。

なお、当該制度を大口需要者に周知するにあたっては、制度の趣旨や内容をイメージしやすい名称を改めて考案したうえ対応されたい。



## 2 上記見直しの時期について

- (1) 基本水量の見直しを含む新しい料金表の適用については、受水単価の引き下げが平成19年4月からの施行となることを考慮し、同年〇月使用分から実施する。
- (2) 口座振替割引制度については、制度の周知やその実施にあたり準備期間が必要であることから、平成19年〇月使用分(〇月口座振替分)から実施する。
- (3) 個別需給給水契約制度については、制度の周知やその実施にあたり準備期間が必要であることから、平成19年〇月使用分から実施する。

新料金表 ( 1月/税込 )

[別表]

種別と口径		基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> あたり)									
			0~5 m <sup>3</sup>	6~10 m <sup>3</sup>	11~20 m <sup>3</sup>	21~50 m <sup>3</sup>	51~100 m <sup>3</sup>	101~200 m <sup>3</sup>	201 m <sup>3</sup> ~			
一 般 用	13mm	819円	0円	23円10銭	179円55銭	208円95銭	243円60銭	273円	323円40銭			
	20mm	1,218円										
	25mm	1,617円										
	30mm	1,827円	208円95銭									
	40mm	3,559円50銭										
	50mm	6,142円50銭										
	75mm	14,773円50銭										
	100mm	30,723円										
	150mm	86,236円50銭										
	200mm 以上	管理者が定める額										
湯屋用	5,040円	0円					50円40銭					

## 審議会における主な意見

- ・ 今回の審議会においては、単に料金の値上げ、値下げということではなく、現在の水道を取り巻く環境の変化、利用者の家族構成やライフスタイルの変化を踏まえて、新しい料金制度の提案を行なう必要がある。
- ・ 独居老人世帯や単身世帯などは使用水量が基本水量に満たない場合があるが、そのような節水努力が報われない世帯からの要望に応じて基本水量を見直す必要がある。
- ・ 受水単価の軽減分について、問題がなければ今回の制度見直しや水道料金引き下げに充当すべきである。
- ・ 受水単価の軽減分については、将来的に湯西川ダムの減価償却費などの多額の経費発生が見込まれるのであれば、料金値下げという形で利用者に還元するのではなく、内部に留保した方が良い。
- ・ 料金を値下げする場合は、独居老人世帯や単身世帯など小口需要者から大口需要者まで、バランスよく引き下げるよう配慮すべきである。
- ・ 大口需要者にとっては、公共料金の節約は大きな関心事である。電力においては系列企業が一括契約することにより料金が安価になる制度が導入されているが、水道料金についても同様の制度導入を検討すべきである。
- ・ 料金体系について、携帯電話のような利用実態に合わせた多様なプランやセットプランの導入を検討すべきである。
- ・ 口座振替割引制度の導入は、費用負担の公平化や収納率の高い口座振替を推進するうえでも有効である。
- ・ 口座振替割引額は、コンビニ支払手数料が55.65円（税込）、口座振替の手数料が5.25円（税込）のため、2月分請求が基本ならば、口座振替利用者とコンビニ納付利用者との費用負担の公平化を考え、1月あたり25円（税込）が妥当と思われる。東京都水道局やNHKよりも割引額が低いですが、合わせる必要はない。
- ・ 電気料金においても現在の水道料金同様、逡増制の料金体系を採用しているが、現在の電力自由化の折、制度が形骸化しており、個別契約によって結果的に契約単価が引き下げられている。使えば使うほど高くなる料金体系は時代にそぐわないと思われるため、最高単価を見直して安価にする個別需給給水契約制度を導入する方向性は適確である。

## 宇都宮市水道料金等審議会委員

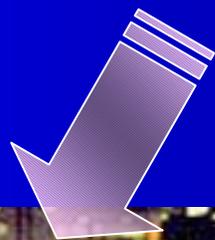
会 長	石 井 晴 夫
職務代理者	佐々木 英 明
委 員	赤 塚 朋 子
委 員	阿 部 将 樹
委 員	乙 貫 良 典
委 員	蕪 木 信 一
委 員	金 枝 右 子
委 員	神 野 俊 彦
委 員	菊 地 久美子
委 員	菊 地 文 子
委 員	櫛 淵 澄 江
委 員	砂 長 勉
委 員	田 村 宏 志
委 員	永 沼 憲 雄
委 員	安 場 和 子

# 下水道事業繰出基準の 見直しについて

宇都宮市上下水道局

## 下水道事業の役割

# 下水道事業の役割



雨水処理

原則として宅地内雨水を除く



汚水処理

# 下水道事業に係る経費負担

雨水処理

汚水処理

浸水防除

生活環境の改善

社会の便益

個人の便益

雨水公費

汚水私費

# 下水道事業に係る経費の財源

雨水処理に  
係る経費

汚水処理に  
係る経費

一般会計繰出金  
(税金)

下水道使用料

汚水処理に係る経費

汚水の処理に係る経費

維持管理費

資本費

# 維持管理費

管渠，ポンプ場，

下水処理場などの

管理費や人件費など

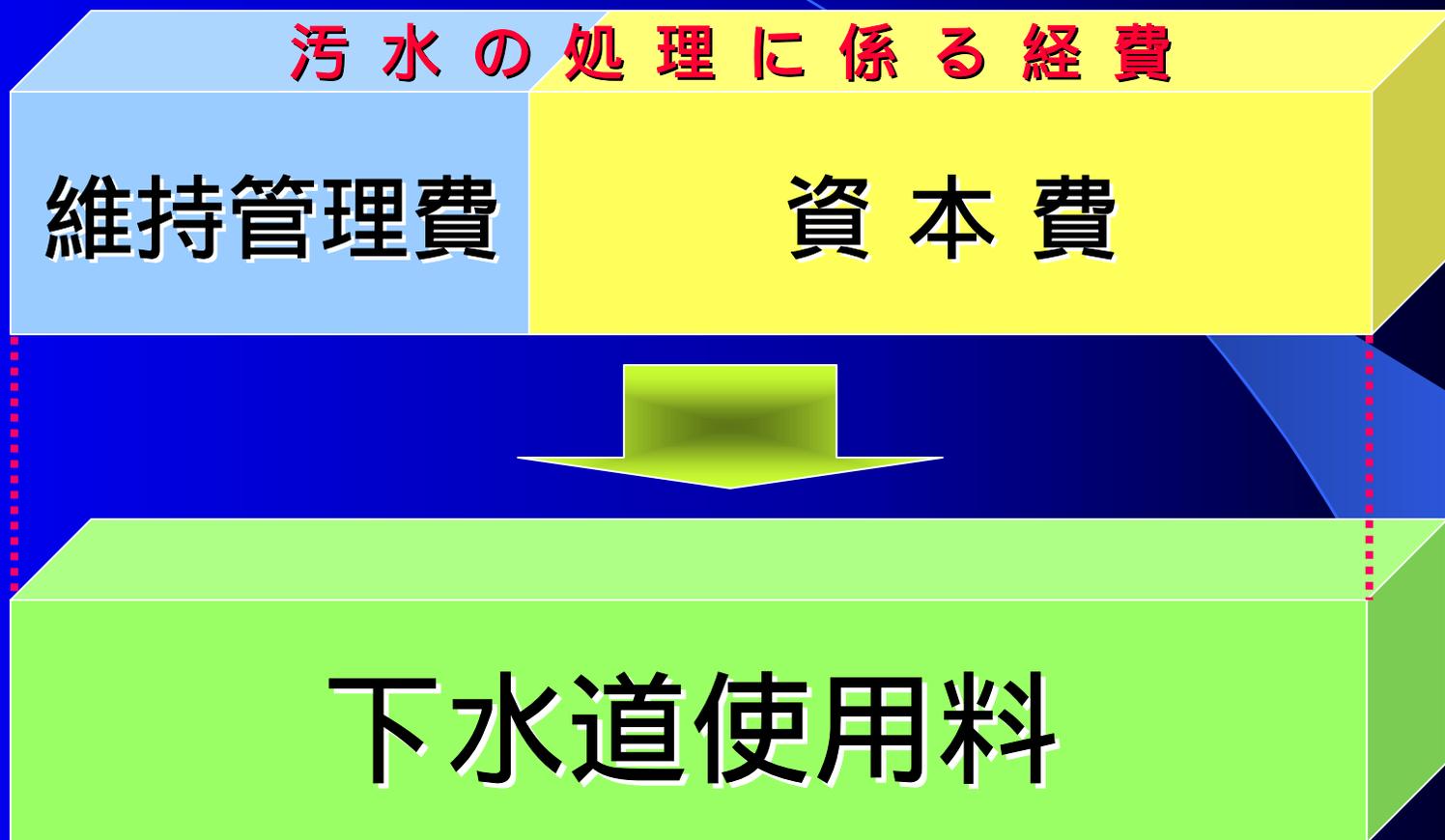
# 資 本 費

企業債の支払利息，  
減価償却費など

減価償却費とは

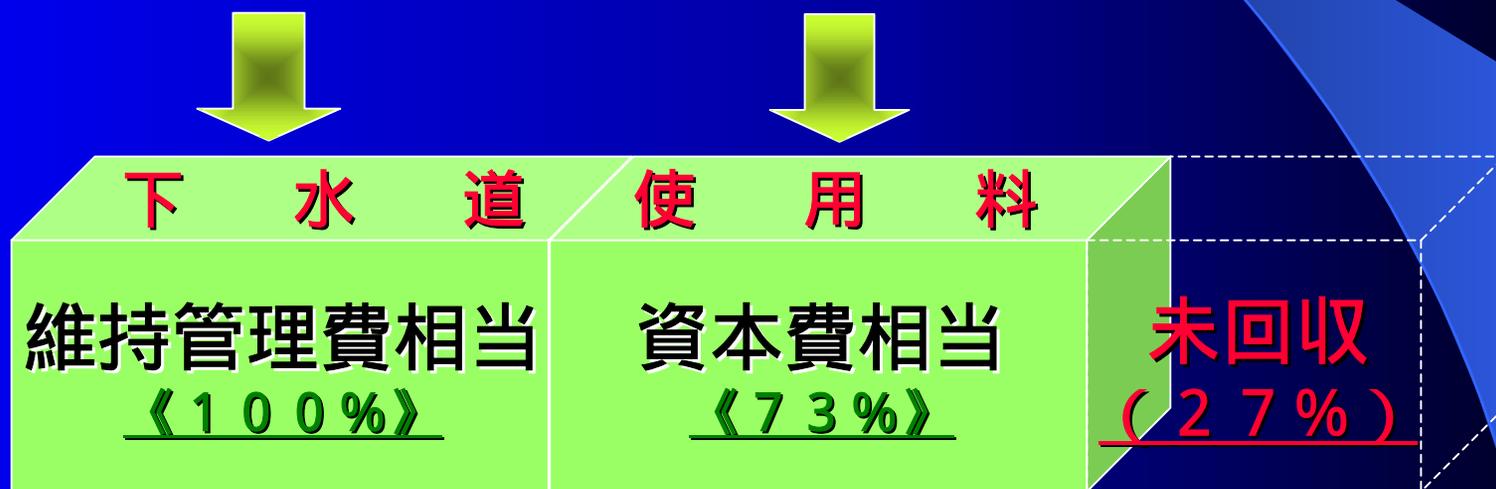
取得した固定資産（建物・管渠など）は，その効果が将来に渡って及ぶことから，各年度に配分して費用化していくこと。

## 汚水処理経費の財源



$$\text{下水道使用料} = \text{維持管理費} + \text{資本費} \quad \text{収支均衡}$$

# 宇都宮市の汚水処理経費の財源



一般会計繰出金

宇都宮市独自基準(平成7年度審議会)

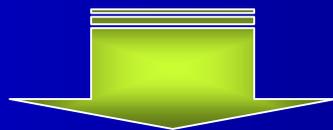
# 国（総務省）における繰出基準の見直しについて

## 分流式下水道について

公共用水域の水質保全への効果が高い。

合流式下水道に比べ、約3倍以上の整備費がかかる。

汚水資本費が相当程度割高となっている。

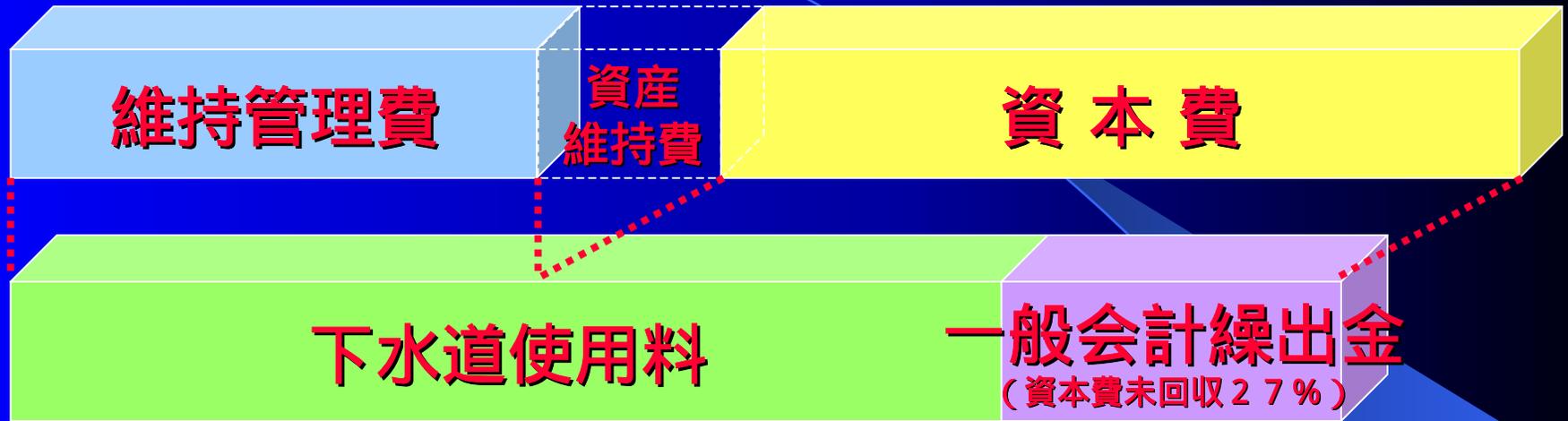


**資本費に対して汚水公費の導入**

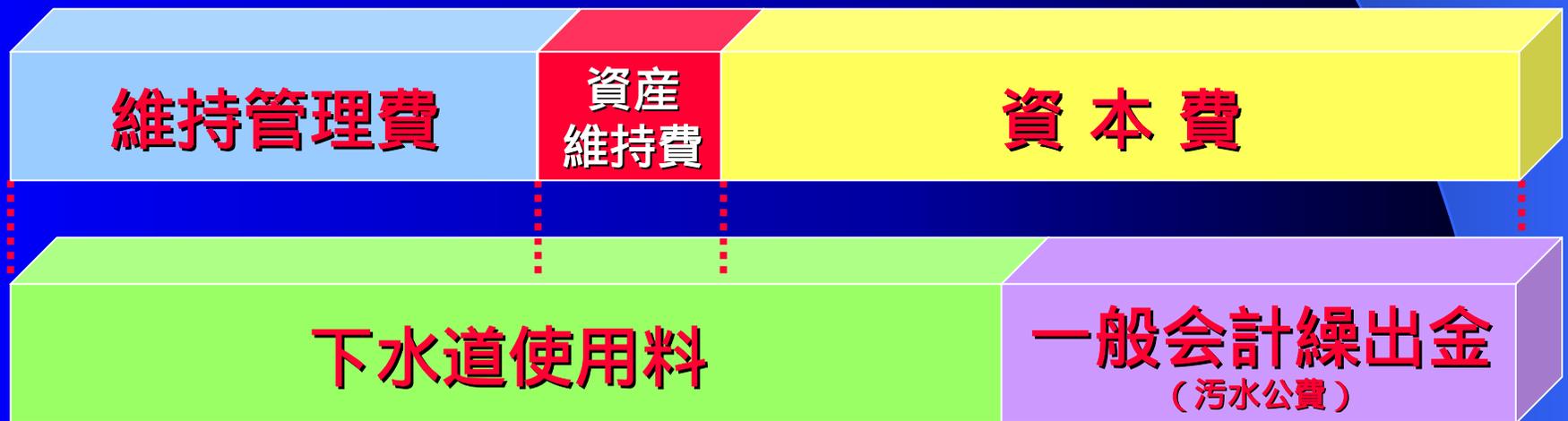
《資本費の40%（公共）、60%（特環）》

# 宇都宮市における繰出基準の見直し（国の基準に準拠）

従来の基準



新基準



資産維持費・・・将来に渡り健全な経営を維持するために必要な費用

# 新基準による財政収支見通し（平成19年度～平成22年度）

（単位：百万円）

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収 益 的 収 支	総収益	11,676	11,231	11,150	11,145
	総費用	11,441	10,935	10,838	10,788
	純損益	235	296	312	357
資 本 的 収 支	資本的収入	6,791	4,635	5,151	4,723
	資本的支出	11,378	9,028	9,807	9,542
	収支差引	4,587	4,393	4,656	4,819

資本的収支差引は減価償却費などで補てんする。

繰出基準見直しに伴う本市下水道事業財政への影響について

経常損益における実質的な赤字の解消

一般会計補助金が不要となる

予算ベースでの純利益の確保

950億円余の企業債残高

適正な使用料（使用料単価150円/m<sup>3</sup>以上）



**現行の使用料体系の維持**

本市の使用料単価 153円/m<sup>3</sup>